## 議案第13号

白岡市下水道条例の一部を改正する条例

第1条 白岡市下水道条例 (平成15年白岡町条例第8号) の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表(第38条関係)

区分	基本使用料		超過使用料	
	(1月につき)		(1立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般	10立方メ	1,121円	10立方メートルを超	1 1 0 円
汚水	ートルまで		え20立方メートルま	
			で	
			20立方メートルを超	124円
			え35立方メートルま	
			で	
			35立方メートルを超	138円
			え50立方メートルま	
			で	
			50立方メートルを超	151円
			え100立方メートル	
			まで	
			100立方メートルを	166円
			超える分	
公衆	100立方	8,326円	100立方メートルを	82円
浴場	メートルま		超える分	
汚水	で			
臨時	10立方メ	2,774円	10立方メートルを超	277円
	ートルまで		える分	

第2条 白岡市下水道条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

## 別表(第38条関係)

区分	基本使用料		超過使用料	
	(1月につき)		(1立方メートル増すごとに)	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額
一般	10立方メ	1,291円	10立方メートルを超	126円
汚水	ートルまで		え20立方メートルま	
			で	
			20立方メートルを超	142円
			え35立方メートルま	
			で	
			35立方メートルを超	159円
			え50立方メートルま	
			で	
			50立方メートルを超	174円
			え100立方メートル	
			まで	
			100立方メートルを	191円
			超える分	
公衆	100立方	9,584円	100立方メートルを	95円
浴場	メートルま		超える分	
汚水	で			
臨時	10立方メ	3,193円	10立方メートルを超	3 1 9 円
	ートルまで		える分	

附則

(施行期日)

1 この条例中第1条の規定は令和4年10月1日から、第2条の規定は 令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の白岡市下水道条例の規定による下水道使 用料の算定は、令和4年12月1日以降に算定する下水道使用料につい て適用し、同日前に算定する下水道使用料については、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の白岡市下水道条例の規定による下水道使 用料の算定は、令和6年6月1日以降に算定する下水道使用料について 適用し、同日前に算定する下水道使用料については、なお従前の例によ る。

令和4年2月17日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

## 提案理由

公共下水道事業の経営健全化を図るため、下水道使用料を改定すること に伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。